

第31回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和8年2月24日（火）午後14時00分～午後14時35分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、5番：小島委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、17番：村田委員（会長）、19番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、6番：相良委員、18番：宇梶委員

会議経過

1 開 会

出席委員14名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号9番の伊藤委員、10番の手塚（孝）委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。日程第1「保留議案について」、第30回定例総会議案第8号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 第30回定例総会、議案第8号は、国本地区における農地法第4条の許可申請です。申請人の現在の耕作面積は、4,459平方メートルですが、今後、大谷町の農地28筆、計16,150平方メートルを譲り受け、主に水稻を作付けするとして、自宅に隣接する申請地に農業用倉庫及び農業用車両置場を整備する旨の申請です。土地利用計画については、申請地は以前から自宅に隣接する庭として利用されており、芝生が張られた部分と一部砂利敷きの部分がある違反状態ですが、今後は、農業用倉庫1棟、農業用車両置場として利用する計画となっ

ております。なお、申請書には、違反転用してしまった反省と今後の適正利用について、始末書が添付されております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、農業用倉庫1棟の建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の一団の農地の区域に位置する第1種農地と判断し、原則許可できないものとされておりますが、不許可の例外規定である「農地法施行令第4条第1項第2号イ」申請に係る農地を、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合に該当し、立地基準では許可に支障はありません。しかしながら、申請人の経営規模拡大はあくまで今後の予定であり、申請時において、転用事業の必要性や転用面積の妥当性などが判断できないため、先月の定例総会において、調査のため保留となりました。その後の調査結果であります。取得予定である農地の土地所有者と交わした農地の売買契約書及び導入予定の農業機械の見積書等が申請者から提出され、経営規模拡大の意思や具体的な計画などが確認できたことから、転用事業の必要性や転用面積の妥当性についても問題ないとして、許可はやむを得ないものと調査しております。

議長 第30回定例総会議案第8号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。第30回定例総会議案第8号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。2ページを御覧ください。日程第2「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号及び2号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、相続により取得したが耕作できないため、譲受人は既に耕作する農地を取得するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、田植機1台を所有し、トラクター1台、コンバイン1台をリースにて確保する計画です。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、水稻を作付する旨の申請です。農機具の調達状況については、トラクター1台を所有し、田植機1台、コンバイン1台をリースにて確保する計画です。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事

状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第1号及び2号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第1号及び2号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。3ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第3号から5号までの3議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第3号及び4号については、同一事業のため併せて御説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、園芸用土を採取するため、申請地に2年間の賃借権を設定し、一時転用する旨の申請であり、議案第4号については、農地の一部を園芸用土のための搬入路として利用する計画です。借受人は、平成28年9月1日設立した法人で、園芸用土の掘削及び埋戻し等を主な事業目的としております。事業計画については、周辺から1メートル以上の保安距離を設け、掘削角度は45度、掘削の深さは3メートル、周囲には単管パイプによる安全柵を設置し、ネット、ロープ等で第三者の進入を防ぎます。作業時間については、午前8時00分から午後5時00分まで、搬入路には鉄板を敷設し、道路の点検、補修を行う計画であり、運搬路については、市道路管理課に道路使用の届出が提出されております。排水や土砂流出等については、周辺農地へ被害を及ぼさないように十分に注意する計画となっております。埋戻し用土については、自社所有の建設残土6,500立方メートルを埋戻し用土として用い、その上に現在の申請地の表土50センチメートルを埋め戻す計画です。採取した園芸用土の販売先は、関連会社となっております。重機等については、採掘時は自社所有のバックホウ1台、4トンダンプ2台、埋戻し時は自社所有のバックホウ2台、協力業者所有の10トンダンプ2台を使用する計画となっております。資金計画については、事業費等を全額自己資金により賄う計画となっており、金融機関の残高証明書が添付されております。借受人の農地における土採取の実績ですが、前回地は飯田町の畑4,386平方メートルで、令和7年3月28日に許可を受け100パーセント埋戻しが完了しており、前々回地は飯田町の畑1,596平方メートルで、令和6年7月29日に許可を受け100パーセント埋戻しが完了し、農地に復元されております。申請地は、農振農用地ではありますが、一時転用で農地に復元する計画であることから、不許可の例外に該当します。なお、申請書には、「安全操業に努め、土採取に伴う災害を発生させないこと及び採取後は、耕作可能な農地に復元し、農業委員の現地立会のもとで完了報告を行う旨の誓約書」が

添付されておりますことから、改めて許可条件を付す必要はありません。以上のことから、立地基準で許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。国本地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により、処理後、市道側溝に放流する計画で、市道路管理課に合併処理浄化槽排水管接続のための「道路工事施行承認申請書」が、令和8年1月6日付けで提出されており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当することから、原則許可できないものとされておりますが、不許可の例外規定である農地法施行規則第33条第4号「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第3号から5号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号から5号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。日程第4「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第6号から9ページ議案第96号までの91議案について、事務局から説明を願います。

事務局 日程第4農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について御説明いたします。

議案番号6号から11号は平石地区の計画で6件です。

議案番号12号から17号は清原地区の計画で6件です。

議案番号18号から22号は瑞穂野地区の計画で5件です。

議案番号23号から26号は横川地区の計画で4件です。

議案番号27号から32号は雀宮地区の計画で6件です。

議案番号33号から36号は姿川地区の計画で4件です。

議案番号37号から39号は城山地区の計画で2件です。
議案番号40号から44号は国本地区の計画で5件です。
議案番号45号から55号は篠井地区の計画で11件です。
議案番号56号及び57号は富屋地区の計画で2件です。
議案番号58号から7ページ65号は豊郷地区の計画で8件です。
議案番号66号から75号は上河内地区の計画で10件です。
議案番号76号から9ページ96号は河内地区の計画で21件です。

議長 議案第6号から96号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)
議長 質疑がないので、お諮りします。議案第6号から96号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)
議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第5「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第97号から11ページ103号までの7議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 日程第5農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について御説明いたします。

議案第97号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下反町町と御田長島町の田4筆、計6,525平方メートルを売買により取得するものです。

議案第98号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下反町町の畑1筆、計442平方メートルを売買により取得するものです。

議案第99号は、上河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、幕田町の田2筆、計1,728平方メートルを売買により取得するものです。

議案第100号は、富屋地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、徳次郎町の畑4筆、田1筆、計9,203平方メートルを売買により取得するものです。

議案第101号は、豊郷地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、岩曾町の田2筆、計5,349平方メートルを売買により取得するものです。

議案第102号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、長峰町の田8筆、計4,793平方メートルを売買により取得するものです。

議案第103号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、下岡本町の田4筆、畑1筆、計12,036平方メートルを売買により取得するものです。

議長 議案第97号から103号について、質疑願います。

- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。議案第97号から103号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないので、そのように決定します。12ページを御覧ください。日程第6「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権移転)の決定について」、議案第104号から13ページ118号までの15議案について、一括上程します。事務局から説明願います。
- 事務局 日程第6「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(利用権移転)の決定」について御説明いたします。
- 議案第104号から106号は、平石地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。
- 議案第107号から13ページ113号は、平石地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。
- 議案第114号は、篠井地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。
- 議案第115号は、篠井地区と富屋地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。
- 議案第116号から118号は、富屋地区の計画です。貸付人と田の利用権を設定している耕作者から耕作者を変更するため、それぞれ利用権を移転するものです。
- 議長 議案第104号から118号について、質疑願います。
- 委員 (意見等なし)
- 議長 質疑がないので、お諮りします。議案第104号から118号について、「計画のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないので、そのように決定します。14ページを御覧ください。それでは報告事項に入ります。事務局より報告願います
- 事務局 [事務局より報告第1から報告第9まで一括で報告する。]
- 議長 議案の審議は全て終了しましたので、「その他」皆様から何か報告等はありませんか。
- 委員 (報告等なし)
- 議長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 (報告等なし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第31回定例総会を終了します。

(閉会 午後14時35分)